

霞ヶ浦・北浦の放射能対策に関する要望

茨城県知事 橋本 昌 様

2012年4月20日

NPO 法人アサザ基金

代表理事 飯島



わたしたちは、1月31日に「霞ヶ浦の放射能対策を求める要望書」を茨城県知事宛に提出しました。この要望書に対する県の回答は残念ながらわたしたちを落胆させるものでした。茨城県は霞ヶ浦の放射能対策について、これまで全く何も行ってこなかったことや、今後も積極的な対応を行うつもりがないという回答内容で、ただ驚くばかりでした。

県が傍観している間にも、霞ヶ浦の事態は日々深刻さをましています。昨年10月と今年2月に行った環境省のモニタリングによって、霞ヶ浦湖心の放射性セシウムの値は4倍に上昇し、湖内の4カ所の調査点では9倍にも急上昇している場所があることが分かりました。

また、わたしたちが実施している市民モニタリングによって、1万 bq/kg近い高い数値が流入河川（土浦市内の備前川）から検出されています。このまま県や国が傍観を続けていれば、霞ヶ浦は「放射性物質の貯蔵庫」になってしまいます。「放射性物質の貯蔵庫」にされた湖から、数十万人の水道水が供給される事態に陥ります。

県や国には、早急に対策を実施し、流入河川に蓄積した放射性物質の湖への移動を阻止することが求められています。

環境省やわたしたち市民によるモニタリング結果をみると、流入河川から湖への放射性物質の移動の状況が明らかになりつつあります。現在、高い数値の放射性物質が検出されている河川は、いずれも流域に市街化地域が多い流入河川であり、逆に流域に森林や農地が多い流入河川では数値の上がり方が緩いことが判明してきました。

このような状況から、現在もっとも力を入れて緊急の対策を実施すべき河川は、土浦市内などを流れる高い数値が検出されている河川であることが分かります。これらの河川の底泥に蓄積した放射性物質が湖に移動しないようにするには、河川底泥を吸着あるいは凝固させる材を投入したり、臨時の堰を設置す

るなどの対策を検討しなければなりません。本来ならば、もっと以前から県や国がこのような措置を行っていなければならぬはずです。ただ、幸いなことに、霞ヶ浦の流入河川は勾配が緩いため底泥の流下速度も遅いと考えられます。したがって、まだ手遅れとは言えない状況です。梅雨や秋の台風シーズン前に、適切な措置をとれば今からでも霞ヶ浦への放射性物質の移動を低く抑えることができます。市街地を流域に持つ流入河川の汚染は、今がピークであると考えられますので、現時点での速やかな対策の実施により大きな効果が見込めます。

次に、流域に森林や農地を有する流入河川については、森林や農地からの河川への流出を抑えるための対策や、各流入河川の支流にあたる小河川や水路などに蓄積した放射性物質をモニタリングで抽出し、きめ細かな除染を長期間にわたり行っていく必要があります。

ところが、現在環境省は霞ヶ浦・北浦の流入河川 5 6 本の内 1 2 カ所（2月実施）しか調査を行っていません。しかも、各河川 1 カ所しか調査ポイントはありません。このような粗雑な調査では、今後の霞ヶ浦への放射性対策を検討することさえできない状況です。

そこで、わたしたちは 5 6 本の流入河川でのモニタリングと、特に緊急対策を要する土浦市内等の河川での詳細な調査を、市民レベルで行っています。しかし、市民レベルでの取り組みにも限界があります。1 月 31 日付けの要望書でも指摘した通り、今は市民と行政、研究機関の協働「新しい公共」によるモニタリング体制の確立が求められています。わたしたちは行政や研究機関等の縦割りを越えた連携の場を検討しています。茨城県には今後わたしたちの呼びかけに応え、検討中の連携へ参加をして頂きたいと思います。

1 月 31 日付けの要望書への県の回答には、放射性物質の湖への蓄積を促進する逆水門の閉鎖や水位上昇の中止について、アサザ基金の要望内容を国交省霞ヶ浦河川事務所に伝えたとあります。その後、霞ヶ浦河川事務所はその要望を無視して逆水門の閉鎖と水位上昇を全く見直しせずに継続しました。少しでも湖内の放射性物質の蓄積を抑えたいという市民や漁業者の切実な願いを踏み躊躇する霞ヶ浦河川事務所の姿勢に対して、県としても明確な態度を示すべきだと思います。

とくに、逆水門の完全閉鎖は茨城県知事の指示に従って実施された経緯があり、湖の水位上昇管理についても霞ヶ浦河川事務所が「最大の水利権者である茨城県が水位上昇の実施を強く求めている」と述べていることから分かるとお

り、茨城県の姿勢が問われているのです。

以上の理由から、わたしたちは以下の要望をします。

1. 流入河川内とくに汚染度の高い土浦市内などの河川について、早急に湖への放射性物質の流入阻止に向けた具体的な対策として、河川底泥の吸着または凝固、臨時の堰の設置等を実施していただきたい。
2. 56本の全流入河川での放射性物質についての詳細な調査を行うために、市民モニタリングと連携する県の体制を整備していただきたい。
3. 森林や農地を多く流域に有する河川については、流域内の支流や水路などのモニタリングを実施し、泥さらいなどの除染作業をきめ細かく継続的に実施する体制を整備していただきたい。
4. 湖への流入阻止策を実施した河川については、今後の除染対策について研究機関等に具体的な対策方法や技術開発の依頼をお願いしたい。
5. 弊基金の要望を無視して、逆水門の閉鎖や水位上昇を実施した霞ヶ浦河川事務所に対して、茨城県から下記の申し入れをお願いしたい。① 逆水門の放流回数を増やして湖水の滞留時間を減らし、流動性を増す管理を実施していただくこと。② 湖内への放射性物質の蓄積を防止する措置をとっていただくこと。
6. 行政や研究機関などの縦割りを越えた「新しい公共」による流域ぐるみの放射性対策を実現するために、わたしたちが将来設置を検討中の協議会への参加をご検討いただきたい。

以上、6項目について、5月11日までに文書にてご回答をお願い致します。

連絡先 〒300-1222

牛久市南3-4-21

でんわ 029-871-7166